

特定非営利活動法人現代レイキの会 会員規程（2018.4.1 改定）

（目的）

第1条 この規程は、本会の定款第3章に基づき、会員に関する事項を定める。

（会員の種別）

第2条 本会の会員は、専門正会員、一般正会員、賛助会員、名誉会員、海外会員、海外賛助会員の6種とする。

（入会の申込み）

第3条 本会に入会しようとする者は、次の入会申込手続きを要する。

（1）専門正会員

①専門正会員として入会しようとする者は、会長が定める専門正会員入会申込書に会員倫理規程遵守の誓約書及び現代霊気法レベル4認定証写を事務局に提出し、会長に申込まなければならない。

②専門正会員として入会を申込んだ者は、理事会の入会承認後、入会金及び年会費を納入しなければならない。

（2）一般正会員

一般正会員として入会しようとする者は、会長が定める一般正会員入会申込書に会員倫理規程遵守の誓約書及び入会金及び年会費を添えて事務局に提出し、会長に申込まなければならない。

（3）賛助会員

賛助会員として入会しようとする者は、会長が定める賛助会員入会申込書に会員倫理規程遵守の誓約書及び入会金及び年会費（一口以上）を添えて事務局に提出し、会長に申込まなければならない。

（4）海外会員

海外会員として入会しようとする者は、会長が定める海外会員入会申込書に会員倫理規程遵守の誓約書及び入会金及び年会費を添えて事務局に提出し、会長に申込まなければならない。

（5）海外賛助会員

海外賛助会員として入会しようとする者は、会長が定める海外賛助会員入会申込書に会員倫理規程遵守の誓約書及び入会金及び年会費（一口以上）を添えて事務局に提出し、会長に申込まなければならない。

（入会審査の基準）

第4条 理事会は、入会の申し込みに対して、次の基準及び次項に定める基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

(1) 専門正会員

- ①現代霊気法マスターとして認められる者。
- ②本会の趣旨及び目的に賛同する個人で、会員倫理規程の遵守を誓約する者。
- ③年齢、性別、国籍、職業の有無等は問わないが、日常の生活拠点が主に日本国内にあり、日本語による書式や会話の理解に支障のない者。

(2) 一般正会員

- ①本会の趣旨及び目的に賛同する個人で、会員倫理規程の遵守を誓約する者。
- ②年齢、性別、国籍、職業の有無等は問わないが、日常の生活拠点が主に日本国内にあり、日本語による書式や会話の理解に支障のない者。

(3) 賛助会員

- ①本会の趣旨及び目的に賛同する個人または団体で、会員倫理規程の遵守を誓約する者。
- ②年齢、性別、国籍、職業の有無等は問わないが、日常の生活拠点が主に日本国内にあり、日本語による書式や会話の理解に支障のない者。

(4) 海外会員

- ①本会の趣旨及び目的に賛同する海外在住の個人で、会員倫理規程の遵守を誓約する者。

(5) 海外賛助会員

- ①本会の趣旨及び目的に賛同する海外在住の個人または団体で、会員倫理規程の遵守を誓約する者。

2 暴力団等の反社会的団体に所属する等、本会の会員としてふさわしくない者の入会は承認しない。

(入会審査の取消し)

第5条 入会承認後、次に該当する場合は、理事会の議決により当該会員の入会承認を取り消すことができるものとする。

- ①入会申込書及び入会時の提出資料の記載内容に故意による虚偽があると認められたとき
- ②定款第11条に該当する場合
- ③入会審査の基準に反することが明らかになった場合

(入会の通知)

第6条 入会の申し込みについて理事会がその可否を決定した後は、会長は入会を申込んだ者に対して、その結果を速やかに通知しなければならない。

(名誉会員)

第7条 理事会は、本会の趣旨及び目的に賛同する公益法人、学会、国内外の関連団体等又はその関係者のうち、会員として迎えることが本会の発展に大きく寄与する者

を、名誉会員として推薦することができる。

(入会の時期)

- 第8条 専門正会員は、理事会の入会承認後、入会金及び年会費を納入し、会長が入会を通知したときをもって入会とする。
- 2 一般正会員は、入会金及び年会費を納入し、会長が入会を通知したときをもって入会とする。
 - 3 賛助会員は、入会金及び年会費を納入し、会長が入会を通知したときをもって入会とする。
 - 4 名誉会員は、理事会の決議により名誉会員に推薦された者が、入会を承諾し、総会の承認を得、会長が入会を通知したときをもって入会とする。
 - 5 海外会員は、入会金及び年会費を納入し、会長が入会を通知したときをもって入会とする。
 - 6 海外賛助会員は、入会金及び年会費を納入し、会長が入会を通知したときをもって入会とする。

(会員カードの交付、有効期限等)

- 第9条 会員には、入会時に有効期限を記載した会員カードを交付する。
- 2 会員カードの有効期限は、専門正会員、一般正会員、賛助会員、名誉会員は4月1日から翌年3月末日まで、海外会員、海外賛助会員は1月1日から12月末日までとする。

(会員の権利)

- 第10条 専門正会員、一般正会員、賛助会員、名誉会員は、会員カードの有効期限内において、本会が会員に対して行う次のサービスを受けることができる。
- ① ニュースレター、メールマガジン他刊行物、情報（過去のアーカイブ、Q&A集など）の配布
 - ② 会主催、共催等の催しの参加費の割引
 - ③ 協賛企業からの各種割引等
 - ④ その他本会が会員に対して行う各種サービス
- 2 専門正会員、一般正会員、賛助会員、名誉会員は、その種別により次のサービス、特典を得ることができる。
- (1) 専門正会員・総会での議決権を有する
 - ・ 本会主催、共催行事等についての立案、及び理事会が承認した主催、共催、後援等行事の設営、告知等の運営活動、及びその案件における本会名称使用权の付与
 - ・ 本会 HP のマスター紹介欄への記載、及びその詳細の無料掲載
 - ・ 本会主催のマスター対象研鑽会への参加資格の付与

- (2) 一般正会員・総会での議決権を有する
- (3) 賛助会員 ・本会 HP での賛助会員紹介欄への記載
・3名までの本会主催、共催行事での正会員と同等の資格の付与
- (4) 名誉会員 ・本会 HP での名誉会員紹介欄への記載

3 海外会員、海外賛助会員は、次のサービス、特典を得ることができる。

- ① ニュースレター、メールマガジン他、GRN よりの情報（過去のアーカイブ、Q&A 集など）の配信（基本は英訳版）
- ② 各国語版マニュアルの企画立案及び優先的購入権（マスター会員のみ）
- ③ 本会主催、共催行事等についての立案、及び理事会が承認した主催、共催、後援等行事の設営、告知等の運営活動、及びその案件における本会名称使用権の付与
- ⑤ 本会 HP 海外版メンバーズリンクページへの記載
- ⑥ Facebook 等、本会発信 SNS のグループページでの発信
- ⑦ 会主催、共催等の催しの参加費の割引
- ⑦ 協賛企業からの各種割引等

(6) 海外賛助会員 ・5名までの本会主催、共催行事での正会員と同等の資格の付与
(会員の義務)

第11条 会員は、別に定める会員倫理規程を遵守しなければならない。

- 2 会員は、登録内容を変更する場合は、速やかに会長が定める変更手続きを行うものとする。

(会員更新手続き)

第12条 会員は、毎年度初めに会長が定める会員更新手続きをしなければならない。

- 2 会員更新手続きをしない間は、その会員の資格は停止し、本会が会員に対して行う諸サービスを受けることはできない。
- 3 更新の可否については、第4条第2項を準用する。

(入会金及び会費)

第13条 入会金及び年会費は下記の通りとする。

- (1) 専門正会員 入会金 2,000 円 年会費 12,000 円(途中入会月割り年会費 1000 円)
- (2) 一般正会員 入会金 2,000 円 年会費 7,200 円(途中入会月割り年会費 600 円)
- (3) 賛助会員 入会金 10,000 円 年会費 (一口) 20,000 円
- (5) 海外会員 入会金 2,000 円 年会費 5,000 円
- (6) 海外賛助会員 入会金 5,000 円 年会費 (一口) 10,000 円

- 2 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

①退会したとき

②死亡、失踪宣告、成年後見の審判又は破産宣告を受けたとき、又は会員である
団体が消滅したとき

③除名されたとき

(退会)

第15条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会費を1年以上滞納したときは、退会したものとみなすことができる。

(除名)

第16条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

①本会の定款又は規則に違反したとき

②本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

③その他本会の会員としてふさわしくない行為をしたとき

(既納の入会金、会費等)

第17条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(変更)

第18条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

(理事会への委任)

第19条 この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項は、理事会が定める。

附 則

(施行)

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

平成30年4月1日 改定